

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第4号

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 [略]	附 則 <u>1</u> [略] <u>2</u> 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、第2条に規定する短時間勤務職員とみなして、この規則の規定を適用する。 <u>3</u> 条例附則第41項、第43項、第45項又は第46項の規定による給料を支給される職員に対する第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第41項、第43項、第45項又は第46項の規定による給料の額との合計額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。